

五所川原市教育委員会スポーツ顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民及び市出身者並びに市に所在する団体で、スポーツの振興に貢献したものと及びスポーツ活動に優秀な成績を収めたものを顕彰することを目的とする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰の種類は、スポーツ功労賞、スポーツ特別指導者賞、スポーツ指導者賞、スポーツ特別優秀賞、スポーツ優秀賞、スポーツ奨励賞とする。

(顕彰の範囲)

第3条 顕彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行う。ただし、団体における構成員については、市民のみ対象とし、スポーツ功労賞の団体における構成員については、対象としない。スポーツ特別指導者賞については、市に所在する団体等の指導者で市民以外も対象とし、教育委員会が選考する。

- (1) 永年にわたり選手の養成又はスポーツ団体の育成に功労のあった個人又は団体
- (2) 国際大会又は全国スポーツ大会等に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体の監督、コーチ等の指導者
- (3) 永年にわたりスポーツ活動を通じて選手の育成指導に功績のあった監督、コーチ等の指導者
- (4) 国際大会又は全国スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体
- (5) 東北スポーツ大会に出場して優秀な成績を収めた個人又は団体
- (6) 青森県スポーツ大会に出場して優勝した個人又は団体
- (7) 前各号に掲げる個人又は団体のほか、教育委員会が特に顕彰することが適当と認められたもの

(顕彰の基準)

第4条 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に開催された大会を対象とする。

- 2 前項に規定する大会とは、名目上の青森県大会、東北大会、全国大会ではなく、実質的な大会でなくてはならない。
- 3 前2項のほか、顕彰の基準は、別表のとおりとする。

(決定の方法)

第5条 顕彰を受ける個人又は団体の決定は、教育委員会が行う。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、賞状を贈って行う。

- 2 顕彰を受けた個人又は団体の実績は、市の広報で公表する。

(顕彰の期日)

第7条 顕彰は、2月中又は教育委員会が適当と認めた日に行う。

(顕彰の取消し)

第8条 受賞者に受賞者としてふさわしくない行為があった場合、教育委員会は顕彰を取り消すことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月19日から施行する。

平成22年10月25日一部改正

平成23年10月19日一部改正

平成25年10月16日一部改正

平成29年10月13日一部改正

令和3年11月22日一部改正